

陳 述 要 旨

2021年2月22日

原告訴訟代理人 弁護士 佐藤博文

私は、弁護団を代表して、本件の背景と本訴訟の意義、情報公開との関係について述べます。

【北大総長としての原告と本件の背景】

原告は、北大有権者約1500名の意向投票で多数の支持を得て1位となり、総長選考会議において候補者に決定され、文部科学大臣に任命された総長です。

前任の総長は、文科省が主導する大学予算削減に応じ、医学部、歯学部、小部局以外では一律14.4%、教授担当で205人の人件費の削減を打ち出しました。これに対して、各部局が教育の維持や学問の継承が困難となる、若手教員が他大学・研究機関に出て行かざるを得なくなるなど、最高学府としての北大の将来に対する危機感が学内に広がりました。

そのような状況で、原告が、人件費の削減率を7.5%に圧縮し、大学の教育研究水準の維持を図ることなどを訴えて総長選挙に立候補し、再任を目指し有利とされた前総長を破って就任しました。

総長就任後の北大は難題が山積していました。

本件で解任事由とされている非違行為の多くは、財務部長など本部事務幹部職員と原告との間の、総長室や車中でのやりとりが多くを占めます。政策実行をめざす総長と文科省の掌理下の事務幹部の立場は、個性のぶつかり合いも含め、対立や軋轢があり得ることは想像に難くありません。

また、総長も大学構成員ですから、仮に非違行為があれば、大学のルールに基づいて認定、処分されます。ハラスメントにせよ、総長の適格性にせよ、法や規定に基づき公正な手続の下で判断なされなければなりません。

【本件訴訟の意義】

本件は、2004年4月に国立大学が民営化＝国立大学法人になってから初めての学長解任処分であり、全国の大学関係者が注目しています。

本件の経緯は原告が先ほど述べ、訴状の骨子は後に小野寺代理人が述べるとおりです。

大きく2つの問題があると考えます。1つは、解任手続がブラックボックスの中で行なわれ、透明性が全くないことです。もう1つは、解任理由の開示、証拠の開示、反論及び反証の機会保障など、遵守されるべき手続が履践されていないことです。

実はこれは、2004年4月法人化の時、国会審議で最も懸念された問題でした。衆議院の付帯決議の1項は、「国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営の確保に努めること」でした。

総長選考会議が、原告と大学構成員に箝口令を引き、学内外に説明しないのは、まさに懸念した事態と言わざるをえません。「自主的・自律的な運営」とは、総長選考会議が大学構成員の関与を排して専断的に行なうことを意味するものではありません。

【情報開示請求】

原告は、本訴訟提起に先立って、個人情報開示請求を行ないました。その結果、学内規定に基づいた公益通報も、研究活動上の不正行為の告発も、監査による指摘も存在しないことが判りました。ところが、ハラスメントについてだけ、「存否応答拒否」という非開示通知でした。

他方で、文科省に対する情報開示請求では、文科省の記者レクが開示され、「正式なパワーハラスメントとして認定されたものはない」と明言し

ております。北大の非開示通知は、理不尽な隠蔽行為と言わざるをえず、原告は、当該非開示処分の取消訴訟を提起しました。

また、総長選考会議の調査委員会が収集・作成した資料の開示請求をしたところ、北大は、資料全部を一括丸ごと非開示としました。

個人情報の開示請求は、請求者が自らに関わる情報の存否や内容を知り、訂正、削除を求めたり、権利行使のために利用することが含まれます。開示が原則で、非開示部分があれば、それを除いて部分開示するのが法の趣旨です。ところが、北大は全く逆です。そのため、これも原告は取消訴訟を提起しました。

このように、本件は、北大の秘密主義、隠蔽体質とのたたかいです。

【最後に】

本件審理に当たっては、被告らに解任手続に係る資料を出させ、解任手続の経過と解任理由について説明責任を果たさせることが重要であり、裁判所の積極的な訴訟指揮を求めるものです。

以上